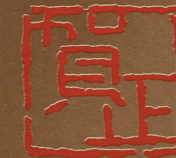


週刊新潮

1月2・9日新年特大号
定価 460円

特集「美空ひばり」聖地消滅のピンチ!



注目の士業
Special Interview
●スペシャルインタビュー⑫
弁護士編⑤

大阪 ■ 債権回収・事業承継・労働問題・相続まで幅広く対応

西村隆志法律事務所 代表弁護士 西村隆志氏

企業を支える従業員に法的サポートを 良質な人材確保と定着率アップを目指す

人手不足が続く日本の企業にとって、良い人材を確保すること、彼らの定着率を上げることが、会社の業績を上げるための最重要課題となっている。そこに顧問弁護士として、出来ることがあるのではないかと、そう考える弁護士たちが少しずつ増えている。大阪市内に事務所をかまえる西村隆志弁護士もその一人。EAP(従業員支援プログラム)の導入を企業に勧めている。

EAP導入を推進 法務・経営両面で企業支援

「EAPというのは、アメリカで生まれた、職場における従業員のサポートシステムで、メンタルヘルスのケアが主になっています。日本でもこうしたサポートの必要性はだいぶ認知されてきて、従業員の悩み

を聞く専門家を会社に置いたり、外部の医師と連携して悩んでいる社員が専門家につながりやすくなりしています。こうしたメンタルヘルスの専門家によるケアも大事なのですが、具体的に悩みを解決するためには、法的なサポートも必要なのではないか?これは

私だけでなく、弁護士の間で最近、顧問先の企業で法的なサポートを行うEAPの導入を勧める人が増えている一因です」

法務の勉強だけでなく、弁護士になった後で同志社大学大学院ビジネス研究科に入学しMBAを取得した西村弁護士。顧問先の企業への視点は、弁護士としてのそれだけでなく、経営者としての視点も併せ持つ。「従業員の悩みを取り除き、仕事に邁進できるようにすれば、当然生産性も上がり、会社としても非常に助かります。またこうしたサポートが受けられる会社、社員を大事にする会社、社員の定着率も上がる。社員の悩みは個人の問題ではなく、会社の将来をも左右する問題なのです」

法的サポートを必要とする問題は、とかくデリケートなため、会社はもろろん周囲に知られたくないと一人で悩んでいる人も少なくない。「私たち弁護士には守秘義務がありますので、社員の方の悩みを会社にもらすようなことは絶対にありません。今はインターネットのおかげで弁護士にアクセスしやすくなるようになりましたが、やはり縁もゆかりもない弁護士には相談しにくいでしょうから、会社にEAPを導入することで会社の顧問弁護士に社員が無料で相談できるといのは、大きな安心だと思っています」

家庭問題から企業問題まで 幅広くサポート

「私の事務所では、弁護士業務以外の専門家、例えば公認会計士や税理士と連携しており、相談者の方が自分でそ



西村隆志(にしむら たかし)
2001年同志社大学法学部政治学科卒業。2004年北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。2006年同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)修了。2007年弁護士登録。2016年同志社大学大学院ビジネス研究科(経営大学院)修了(MBA) 弁護士業だけでなく、母校である同志社大学などで講師やアドバイザーを務め、後進の育成にも尽力。特定非営利活動法人同志社大学産学連携支援ネットワーク理事なども務める。著書多数。

事前予約にてご相談下さい
●お問い合わせダイヤル●
電話受付時間 平日9:00～18:00
06-6367-5454
<https://www.nishimuralaw.jp>
住所 ▶大阪府大阪市北区西天満 2-6-8
堂島ビルディング501

アクセス ▶京阪中之島線「大江橋駅」徒歩約3分、地下鉄御堂筋線・京阪「淀屋橋駅」徒歩約5分、JR「北新地駅」徒歩約10分、JR「大阪駅」徒歩約15分、阪急・阪神・地下鉄「梅田駅」徒歩約15分

西村隆志法律事務所 検索